

## 函館市 E C 活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、函館市 E C 活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、函館市補助金等交付規則（昭和 62 年函館市規則第 43 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) E C（電子商取引）

インターネット上で商品やサービスの売買取引を行う商取引をいう。

(2) E C サイト

電子商取引を行うサイトのことで、次に掲げるものをいう。

ア 自社 E C サイト

自社において独自のドメインを持ち、管理・運営を行うサイト

イ モール型 E C サイトへの出店

1 つのドメインにて様々な販売者が出店する他社のモール型 E C サイトへ自社の店舗や商品を出店・出品すること。

(3) ドメイン

インターネット上に存在するコンピュータやネットワークを識別し、階層的に管理するために登録された情報のことをいう。

(4) 中小企業等

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する法人格を有する中小企業者、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する事業協同組合および協同組合連合会、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定する農業協同組合および農事組合法人ならびに水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に規定する漁業協同組合および水産加工業協同組合とする。

(5) 個人事業主

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者に該当する個人をいう。

(6) 食品関連事業者

自社で製造または加工する食品を販売する事業者をいう。ただし、持ち帰り・配達飲食サービスに係る事業者は除く。

(目的)

第3条 補助金は、函館市内の食品関連事業者に対し、ECサイトの開設および改修等にかかる経費の一部を補助することにより、市内食品関連事業者の販路拡大を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に事務所または事業所(以下「事務所等」という。)を有する中小企業等および個人事業主であって、次の各号に定めるすべての要件を満たす食品関連事業者とする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 1年以上継続して食品関連事業を営んでいること。

(3) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年函館市条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自社で製造または加工する食品を販売するECサイトの開設または改修を行い、更なる販路拡大に取り組む事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために必要な別表に掲げる経費とし、消費税および地方消費税相当額を除いた額とする。ただし、交付決定後に発注または契約し、交付決定年度内に納品および支出したものに限る。

2 補助対象事業において他の補助金等の交付を受けている、または受ける見込みである経費がある場合は、当該経費は補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、予算の範囲内において市長が定める額を交付するものとし、50万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、共通第1号様式の申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(別記第1号様式)

(2) 補助事業等の収支予算書(共通第4号様式)

(3) 経費が確認できる書類(見積書等)

(4) 1年以上食品関連事業を継続して営んでいることが確認できる書類

(5) 市内に事務所等を有することを確認できる書類

(6) 市税を滞納していないことを証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の変更)

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 事業内容の変更

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助金の交付の目的の達成のため弾力的な遂行を認める必要がある場合または経費の目的を実質的に変更するものではない場合

イ 補助対象事業の内容および経費の配分の変更がより効率的に補助金の交付の目的の達成に資することとなると認められる場合

(2) 補助対象経費の変更

ただし、補助対象経費の2割以内の減額または経費配分の変更を除く。

(3) 補助事業期間の変更

(4) その他補助対象事業に関し重大な影響を与える事項

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、速やかに別記第2号様式の報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書（別記第3号様式）

(2) 補助事業等の収支決算書（共通第4号様式）

(3) 補助対象経費に係る支出を確認できる書類またはその写し

(4) 事業実績が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付については、額の確定後に交付するものとする。

2 補助金の交付は、同一年度中に1補助事業者当たり1回に限るものとする。

(事業内容の公表)

第12条 市長は、第9条に規定する書類の内容を公表することができる。

(状況報告および調査)

第13条 市長は、補助事業者に対して、補助対象事業に係る状況について報告を求め、または調査することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 2 9 日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	適用範囲
初期費	初期登録費用など出店に係る経費
月額費	月額出店料・月額利用料などECサイトの運営に係る経費（交付決定から事業完了までの間の6ヶ月相当額を上限とする） ただし，販売手数料・決済サービス手数料など売上により変動するものは除く
委託費	ページ制作および改修，モール出店代行，商材写真撮影など補助対象事業のうち委託に係る経費
広告宣伝費	当該年度に補助事業にて開設または改修したECサイトに係るウェブ宣伝広告に係る経費（交付決定から事業完了までの間の6ヶ月相当額を上限とする） なお，広告宣伝費のみの申請は不可とする
その他	市長が必要と認める経費